

付属メニュー定義書

【ガスセット割引】

平成30年12月1日実施

青梅ガス株式会社

平成29年10月5日 改定
平成30年11月1日 改定

目 次

1	実施期日	2
2	定義	2
3	適用条件	2
4	割引内容	3
5	適用期間	3
6	適用廃止	3
7	ガスセット割引の定義書の変更および廃止	3

付属メニュー定義書【ガスセット割引】（以下「ガスセット割引の定義書」といいます。）は、当社の都市ガス（特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給する場合を含みます。）およびオーギーサービスのプロパンガスをご契約いただいているお客さま向けに、当社の電気需給約款【OGプランB・C】にもとづき計算される電気料金の一部を割引する取扱いを定めたものです。

ガスセット割引の定義書で定める付属メニュー（以下「ガスセット割引」といいます。）は、同時払いの対象となります。

1 実施期日

このガスセット割引の定義書は、平成 30 年 12 月 1 日から実施いたします。

2 定義

電気需給約款【OGプランB・C】に定義される言葉は、ガスセット割引の定義書においても同様の意味で使用いたします。

3 適用条件

当社は、以下の条件を満たすお客さまからのお申し込みを、当社が承諾した場合に、ガスセット割引を適用いたします。ただし、当社が別途認めた場合はこの限りではありません。

(1) お客さまが、当社の電気需給約款【OGプランB・C】にもとづく電気需給契約の契約者であり、かつ、ガス使用契約の契約者であること。

なお、電気の需給を開始する時点で、お客さまが当社の都市ガス（特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給する場合を含みます。）およびオーギーサービスのプロパンガスを使用していない場合には、電気の需給開始からガスの使用開始までの日数が 30 日未満であること。ただし、当社が電気需給契約の申し込みとガス使用契約の申し込みを同時に受け付け、承諾した場合に限ります。

(2) お客さまの電気需給契約における需要場所が、原則として、お客さまのガス使用契約における需要場所の範囲内であること。ガス使用契約における需要場所とは、一般ガス供給約款 3(用語の定義) (25) およびガス小売供給約款(旧簡易ガス供給約款)12 (工事の実施) (7)に定める需要場所をいいます。なお、オーギーサービスのプロパンガスをご利用の場合は、ガス小売供給約款(旧簡易ガス供給約款)12 (工事の実施) (7)に準じます。

(3) 電気料金とガス料金を同時払いすること。

4 割引内容

当社は、3（適用条件）に定める条件を満たすお客さまからのお申し込みを承諾した場合には、毎月の電気料金を以下のように割引いたします。

- イ OGプランB・・・1か月の使用電力量1キロワット時につき1円
- ロ OGプランC・・・1か月の使用電力量1キロワット時につき1円

5 適用期間

- (1) ガスセット割引の適用開始日は、原則として電気需給契約の適用開始日といたします。ただし、お客さまが新たに電気の需給を開始した後にガスの使用を開始した場合には、ガスの使用開始日以降の当社がお客さまからのお申し込みを承諾した日以降に到来する電気の検針日といたします。
- (2) ガスセット割引の適用期間は、(1)に定める適用開始日から電気需給契約の適用期間が満了する日までとし、以降の継続は、当該電気需給契約の適用期間と同じといたします。

6 適用廃止

当社は、お客さまが、3（適用条件）を満たさないことが判明した場合には、ガスセット割引の適用を廃止いたします。その場合の適用廃止日は、以下のとおりといたします。

- (1) 電気需給契約を解約する場合

電気需給約款【OGプランB・C】35（電気需給契約の廃止）または37（解約等）による解約日

- (2) (1)以外の事由による場合

当該事由発生日の直後の電気の検針日

なお、当該事由発生日の直後の電気の検針日までの間に電気需給契約を解約した場合は、(1)で定める解約日

7 ガスセット割引の定義書の変更および廃止

- (1) 当社は、ガスセット割引の定義書を変更する場合には、電気需給約款【OGプランB・C】2(本約款等の変更)に準じます。
- (2) 当社は、ガスセット割引の定義書を廃止することがあります。この場合、当社はあらかじめ一定期間、廃止のお知らせおよび廃止日を当社ホームページに掲載いたします。
- (3) ガスセット割引の定義書の廃止にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合は、電気需給約款【OGプランB・C】2（本約款等の変更）(3)および(4)に準じます。